



▲校章移設式後参加者で集合写真



市川高校は、106年という長い間、この地にあり続けています。さまざまな校舎の変遷の後、昭和36年管理棟、昭和45年1号館、昭和46年2号館が建設されました。「いちかわファミリー」を育んできた校舎に感謝し別れを告げるため。これからも「いちかわファミリー」の絆を大切に守っていくため。そして、その誇りを胸に生きていく決意を新たにすため。令和2年7月から始まる校舎の解体工事を前に「if Good bye まなびやプロジェクト」が行われました。

絆を守り、誇りを胸に



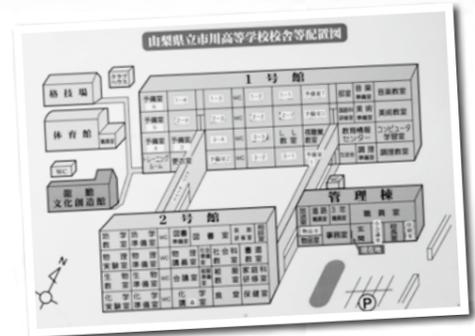
▲卒業生の笠井瞳さんによるサクソ演奏



▲音楽部と卒業生による校歌斉唱(校舎の窓から顔を出して歌う様子)

思い出のつまった校舎に別れを告げる行事 if Good bye まなびやプロジェクト

この取り組みは、新型コロナウイルス感染症により学園祭が中止になることを見込んで生徒会が代替イベントを検討したもので、小林智校長も賛同し、同窓会に呼びかけ6月より開始されました。卒業生や在校生800人以上が訪れ教室の黒板や壁に絵やメッセージを描き、6月27日には、解体される校舎の壁に掲げられた校章の移設式が行われました。式典後は、音楽部や卒業生によるミニコンサートも行われました。



たくさんのメッセージや黒板アート
教室の黒板や壁は「素晴らしい出会いをありがとう」「思い出をありがとう」など在校生や卒業生による思いの絵やメッセージで彩られました。

■歴史の重みを感じたー
校章をはずした時には、歴史の重みを感じ、涙が出そうになりました。自分自身もこの校舎には、生徒会長を務めた生徒会室、音楽部員として過ごした音楽室、教師として担任をした教室など思い出の場所がたくさんあり、すべての場所に別れを告げることができました。今回このプロジェクトで多くの温かいメッセージを見ることができて本当に良かったです。解体は残念ですが、今後も市川高校の伝統や魂を青洲高校に引き継いでいってほしいと思います。



市川高校校長 小林智先生

■「敬愛自尊」の校訓のもと、 伝統とプライドを引き継ぐー

私たちの過ごした空間がなくなってしまうのは、とても悲しく、2年間通っていた校舎から校章がはずされるのは、とても感慨深いです。この伝統とプライドを引き継ぎ「いちかわファミリー」の一員として「敬愛自尊」の校訓のもと、頑張りたいと思います。



市川高校生徒会長 西川ひゆうさん

8月30日 町総合防災訓練に参加しましょう!

尊い命と財産が一瞬にして奪われる大規模災害。昨今、全国各地で地震や豪雨により、大きな被害が発生しています。町では、こうした自然災害に備え、町総合防災訓練を8月30日に実施します。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため「3密」にならないように注意して下さい。
※マスクを着用し、会話をする際は一定の距離を保って下さい。

- ✓ 家具の転倒防止対策・住宅の耐震補強
避難できる時間を確保しましょう。
- ✓ 非常用持出袋の用意
あまり重くならないように、中身は必要最小限に留めて下さい。
- ✓ 非常食や飲用水の備蓄 (水は1人1日3リットル)
まずは3日分、家や倉庫などに分散して備蓄しましょう。
- ✓ 家族会議
家族の安否確認、連絡方法を確認しておきましょう。

この機会に、訓練の目的である防災・減災について考えてみましょう。防災・減災の基本は、自らの命は自ら守る「自助」です。「自助」には、左記のような事前の備えが必要です。次に重要となるものが「共助」です。阪神淡路大震災の際には、約6割の人が家族や近所の方に救出されています。「共助」の基本である地域の防災力は、自主防災組織や地区で行う防災訓練で強化されますので、進んで参加しましょう。

最優先はあなた自身の安全確保 シェイクアウト訓練



地震はいつ、どこで起きるかわかりません。もし、緊急地震速報が放送されたり地震が発生した時は、まずは自分の身の安全確保が最優先です。

【訓練日時】8月30日(日) 午前8時20分より約1分間
(町総合防災訓練開始前)

【実施区域】市川三郷町全域
【実施内容】午前8時20分に町の防災行政無線放送とエリアメールにより周知します。すみやかに地震から身を守る次の安全行動をとって下さい。(約1分間 その時にいる場所で)

- 身のまわりの安全な場所へすぐ移動し
- ①まずひくく(姿勢を低く)
 - ②あたまをまもり
 - ③うごかない(揺れが収まるまでじっとする)

【日頃からの備えと事前学習】
日頃からの建物の耐震補強、家具の固定等の対策も必要です。

【事前参加登録にご協力をお願いします】
防災・減災の意識の向上を図るため、ご家庭や職場などで事前に参加の意思表示をして下さい。多くの方の参加登録をお願いします。

【登録方法】インターネット・電話・FAXで登録できます。8月上旬にチラシを各戸配布しますのでご覧下さい。

【締め切り】8月21日(金)

町防災課防災防犯係
☎ 055-272-1175



甲府地方気象台から「eラーニング教材」のご紹介 大雨のときにどう逃げる

もし大雨になった時、誰と、どのタイミングで、どこへ避難しますか。気象庁では、この様なテーマを皆さま一人ひとりに考えていただきたく、インターネット環境を用いた学習教材(eラーニング教材「大雨のときにどう逃げる」)を公開しました。

この教材は、小学校高学年以上の児童が学習することを想定して作成しており、自分の住んでいる場所の災害のリスク、避難のタイミング等について、5つの動画でわかりやすく解説しています。大雨の予報が発表されても、慌てず安全な場所に避難できるよう、この教材で楽しく学んでみましょう。

町甲府地方気象台 ☎ 055-222-9101

パソコン、スマートフォンでアクセス!

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jma-el/dounigeru.html>



市川三郷町地域おこし協力隊員 浜野 雅子様 委嘱式



▲町役場本庁舎において委嘱式が行われました(7月7日)

自然を生かしたPR—



趣味が山登りなので山梨になじみがあり、以前から山梨に住みたいと思っていました。今後は、町を歩いて魅力やアピールポイントを探していきたいです。特に山や四尾連湖を生かしたPRや活動ができればと思っています。

市川三郷町を選んだ理由のひとつに都心に近くいろいろなところに行きやすい場所というのがあります。女性初の隊員なので「女性一人での移住も大丈夫」ということも含め、移住を考えている人のサポートなども行えたらと思っています。

地域おこし
協力隊員

はまの まさこ
浜野 雅子 さん

(一社) MiRaI 代表

かさい れいじ
笠井 鈴治 さん

地域の魅力を発信—



新型コロナウイルスの影響で浜野さんに隊員として来ていただくまで、打ち合わせなど大変でしたが、都会からの移住なので外からの目も取り入れた地域活性化を進めるためにも是非来ていただきたいと思っています。

これから協力して地域の魅力を発信し、さらなる移住促進などに繋げていけたらと思っています。



町政策秘書課企画係 ☎ 055-272-1103

町初の 女性隊員委嘱

町では、地域の新たな担い手として、地域活動に従事しながら町への定住・定着を進める「地域おこし協力隊員」を募集しています。今回新たに、浜野雅子さんを地域おこし協力隊員に委嘱しました。浜野さんは、7月1日より、支援機関の一つ「(一社) MiRaI」において、町初の女性隊員として新たな目線から地域活性化を目指していきます。

国民年金に関するお知らせ

国民年金保険料の納付は

早割・前納が便利でお得です!!

対象は「口座振替での早割・前納」か「クレジットカードでの前納」

早割は月50円お得

国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に口座振替する方法のことを「早割」といいます。現金納付の場合は当月末までに納付していただいても割引はありません。

- ▲通常の口座振替(翌月末振替)
16,540円 7月分 → 8月末振替
- △早割(当月末振替)
16,490円 7月分 → 7月末振替

※申し込み後最初の口座振替は前月分と当月分(50円割引)の2カ月分となります。

6カ月前納は口座振替で1,130円

6カ月前納は口座振替で98,110円、クレジットカード納付で98,430円と現金で毎月納付する場合の99,240円に比べてお得です。

また、口座振替の場合は、現金納付での6カ月前納と比べても320円お得です。

「口座振替納付申出書」「クレジットカード納付申出書」は町役場町民課、年金事務所窓口、日本年金機構ホームページにあります。6カ月前納(10月から3月分10月末振替)は**8月末が提出期限**です。

クレジットカードで810円お得
10月から翌年3月分納付

☎ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004 ☎ 電王年金事務所 ☎ 055-278-1104 ☎ 町町民課 ☎ 055-272-1105

国民年金基金のご案内

☎全国国民年金基金 山梨支部 ☎ 0120-65-4192

国民年金基金は、国民年金に加入している自営業の方々とそのご家族などが、任意に加入して、掛金の税優遇を受けながら積み立てを行い、老後に国民年金に上乗せの年金として受けられる、公的な個人年金です。詳細はお問い合わせ下さい。

【メリット】掛金の金額(上限:年額81.6万円)が所得から控除され、所得税・住民税ともに軽減されます。受け取る年金も「公的年金等控除」の対象で、遺族一時金は全額非課税です。

宝くじ公式サイトで宝くじを購入できるようにしました!

宝くじ公式サイトはコチラから



お得な特典、便利なサービスいろいろ! 宝くじ公式サイト会員登録ステップ

STEP1

「宝くじ公式サイト」を検索! メールアドレスの登録(仮登録)
「宝くじ公式サイト」を検索して、宝くじ公式サイトの新規会員登録ページでメールアドレスを登録(仮登録)します。

STEP2

会員情報の入力(会員登録)
① 入力いただいたメールアドレス宛に、メールが届きます。
② メールに記載されている会員登録用のURLをクリックします。
③ 画面に従って、氏名や生年月日等の情報を入力いただく新規会員登録が完了します。
宝くじ売り場でポイントをつける/つかうための手続きは以上で完了
宝くじ公式サイトでのネット購入をご利用の方は、引き続きSTEP3の手続きをお願いします。

STEP3

決済情報の入力
ネット購入をご利用される方は、宝くじを購入するための「クレジットカード情報」および「当せん金のお受け取りに利用する「口座情報」をご登録ください。
以上で、カンタン・便利な宝くじの「ネット購入」がご利用いただけるようになります!

● 本件に関するお問い合わせ先
宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)
受付時間 10:30~18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く) ※電話番号を十分確認の上、おかけ間違いのないようお願いいたします。

ひとり親家庭医療費受給 対象者は申請を!

受給者証の有効期限は**8月31日**です。次の条件に当てはまる方は申請をして下さい。なお、現在ひとり親家庭医療費を受給している方には、7月下旬に申請書を送付しました。

- 対象者
ひとり親家庭の父または母、および児童
- 必要書類 ①認定申請書 ②「ひとり親家庭医療費を受けるにあたって」③申請する父母・子全員の健康保険被保険者証の写し ④令和2年1月2日以降に本町に転入された方は住所地発行の『令和2年度所得課税証明書』を添付して下さい。
- 所得制限 申請者の前年分の**所得税が非課税**で、かつ扶養義務者の前年の所得(平成31年1月から令和元年12月の所得)が一番多い方の金額が、右の表の所得制限内の方

※平成22年度の税制改正で廃止された年少扶養控除などを含めて再計算した時、非課税になる場合も含まれます。

扶養義務者の所得制限

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人
所得制限	236万円	274万円	312万円	350万円	388万円

■提出期間・提出先は
下の表を参照して下さい。



児童扶養手当を受給している方、現況届の提出を!

児童扶養手当は、父母の離婚などで父や母と生計が異なる児童や、児童の父または母が重度の障害を持ち、その児童を養育している母または父、父や母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

この手当を受給している方は、必ず現況届を提出しなければなりません。現況届を提出しないと、当該年度の11月分以降の手当の支給を受けられなくなります。また、提出をしないまま2年を経過すると、時効により手当の支給を受ける権利がなくなります。現在児童扶養手当を受給されている方には7月下旬に現況届を送付しましたので8月中旬に提出して下さい。

■提出期間・提出先は右の表を参照して下さい。

児童扶養手当現況届 ひとり親家庭医療費受給者証更新 の提出期間・提出先

本庁舎と六郷庁舎では提出期間が異なりますのでご注意ください。

- 役場本庁舎 1階 大会議室
8月14日(金) AM9:00 ~ PM6:00
 - 六郷庁舎いきいき健康課子育て支援係
8月3日(月)~31日(月) AM8:30 ~ PM5:00
(8/14及び土日祝日を除く)
- 8月15日のみ土曜日**も受付を行います。
※六郷庁舎のみ AM9:00 ~ PM5:00

ご利用下さい。

ひとり親家庭向け 相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てに対する負担の増加や収入の減少など、ひとり親家庭の方には、特に大きな困難が心身ともに生じていることと思います。そんな時はひとりで悩まずに、まずはご相談下さい。

- 峡南保健福祉事務所
☎ 0556-22-8145
母子・父子自立支援員による様々な相談や就学支度資金、修学資金など計12種類の貸付金の相談・申請を受け付けています。
- (一財)山梨県母子寡婦福祉連合会
☎ 055-252-7014
就業や自立をするための支援を行っています。

ひとり親世帯 臨時特別給付金 国の給付金

基本給付 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方

給付対象 ①②③のいずれかに該当する方

- 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方(児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の支給が全額または一部停止されたことと推測される方も対象)
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

給付額 1世帯5万円 (第2子以降1人につき3万円)

追加給付 基本給付対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が減少した方 1世帯5万円

申請方法等の詳細は、町ホームページをご覧ください。
※児童扶養手当受給資格者には、7月下旬に申請書類一式を送付済みです。
※ひとり親家庭で児童扶養手当を受けていない方は、お問い合わせ下さい。

☎厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター ☎ 0120-400-903
☎町いきいき健康課子育て支援係 ☎ 0556-32-2114